

西海市訓令第 30 号

府中一般
各出先機関

西海市地域ケア会議設置要綱を次のように定める。

平成 18 年 11 月 1 日

西海市長 山下 純一郎

西海市地域ケア会議設置要綱

西海市地域ケア会議設置要綱（平成 18 年西海市訓令第 25 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この訓令は、西海市内に住所を有する高齢者及び障害者並びに保健・福祉・医療サービスが必要と認められる者（以下「高齢者等」という。）が地域で安心して生活し、適切なサービスが受けられるよう検討や調整等を行い、もって高齢者等の福祉の向上に資するため、西海市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 この訓令において地域ケア会議とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地域ケア連携会議（以下「連携会議」という。）
- (2) 地域ケア担当者会議（以下「担当者会議」という。）
- (3) 地域ケアサービス調整会議（以下「調整会議」という。）

2 地域ケア会議は、次に掲げる機関又は団体等（以下「関係機関等」という。）の代表者又は職員等により構成する。

- (1) 医療機関
- (2) 福祉関係団体
- (3) 保健関係団体
- (4) 老人福祉施設団体
- (5) 関係行政機関
- (6) その他西海市保健福祉部長が必要と認めた機関又は団体等

3 連携会議は、関係機関等の代表者により構成する。

4 担当者会議及び調整会議は、関係機関等の職員等により構成する。

（所掌事項）

第 3 条 連携会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 各種高齢者サービス実施機関等のネットワーク化の推進に関すること。

- (2) 各種高齢者サービス実施機関等の業務の状況及び執行方針の調整に関する事項。
 - (3) 地域の社会資源の開発、改良及び量的整備の検討及び実施に関する事項。
 - (4) その他西海市保健福祉部長から検討を要請された事項
- 2 担当者会議は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 関係機関等の実務担当者の事業及び相談活動を通じ、地域の高齢者等のニーズ及び各種サービスの問題点等の把握に関する事項。
 - (2) 高齢者等の介護予防・生活支援サービス・介護保険サービス等の調整に関する事項。
 - (3) 関係機関等の実務担当者の連携・情報交換等に関する事項。
 - (4) 困難事例の検討・評価に関する事項。
 - (5) その他西海市長寿介護課長から検討を要請された事項
- 3 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 高齢者等の心身の状況、経済状況、家庭環境等を踏まえた具体的な処遇方針の検討及び調整に関する事項。
 - (2) 福祉サービス利用希望者に対するサービス提供の要否の検討に関する事項。
 - (3) その他高齢者等の福祉の向上に関する事項。

(運営)

第4条 地域ケア会議に、次に掲げるとおり座長を置き、座長は会議の議長となる。

- (1) 連携会議座長 西海市保健福祉部長
- (2) 担当者会議座長 西海市長寿介護課長
- (3) 調整会議座長 西海市地域包括支援センターの班長の職にある者

2 地域ケア会議に副座長を置き、副座長は、前項各号に掲げる座長が指名した者とする。

3 副座長は、座長を補佐し、第1項各号に掲げる座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 地域ケア会議は、前条第1項各号に掲げる座長が、必要に応じ招集する。

2 連携会議は、年1回開催する。ただし、座長が必要と認めた場合は、隨時開催できるものとする。

3 担当者会議は、第3条第2項に掲げる所掌事項について検討・調整する必要が生じた場合に、その都度開催するものとする。

4 調整会議は、各月の第2及び第4水曜日（以下この項において「開催日」という。）に開催するものとする。ただし、開催日が西海市の休日を定める条例（平成17年西海市条例第2号）に規定する休日に当たる場合は、その前日とする。

5 第3条第3項に掲げる調整会議の所掌事項に係るもので、開催日において検討・調整することが不適切であると西海市長寿介護課長が認める事項につ

いては、開催日以外の日において調整会議を開催し、検討、調整することができるものとする。

(協力要請)

第6条 地域ケア会議は、その所掌事項を遂行するため必要があると認めるとときは、地域ケア会議を構成する関係機関等に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。

2 地域ケア会議は、その所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるとときは、前項に規定するもの以外の機関又は団体等に対し、必要な協力を依頼することができるものとする。

(秘密の保持)

第7条 地域ケア会議の構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 地域ケア会議の庶務は、西海市地域包括支援センターにおいて行う。

附 則

この訓令は、平成18年11月1日から施行する。

